

地名散歩

第91回 目黒と目白一目のつく地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

秋刀魚の季節が来たけれど、それが今年しかつてないほどの不漁だという。サンマといえばよく知られた落語「目黒のサンマ」。その舞台とされる目黒村は、現在では東京都目黒区の上目黒・中目黒・目黒・下目黒といった地名になっている。そこを貫いて流れているのが目黒川ということもあって、知名度は高い。山手線の目黒駅が目黒区からわずかに外れた品川区にあることも、昨今はマニアの間だけでなく知られるようになってきた。

さて、同じ山手線には目白駅もある。目黒駅と同じ明治18年(1885)3月16日開業の由緒ある停車場であるが、当時は高田村(大正9年から高田町)大字高田字金久保沢で、目白という地名はどこにもなかった。駅名に採用された理由は「目白不動の最寄り駅」だったことによる。

これは当時の山手線が私鉄の「日本鉄道」であったことと無関係ではなさそうだ。私鉄は少しでも多くの乗客に利用してもらうため、とにかく名所旧跡を名乗りたがる。関口台(現文京区関口二丁目)にあった目白不動(新長谷寺)は駅から直線距離でも2.2キロあり、今なら地下鉄有楽町線の江戸川橋駅下車という離れ方だ。現代的感覚では到底理解しにくい、駅ができたのはまだ都心にさえ路面電車(後の都電)が走っていなかった時代だから、当時はそのくらい歩くのは当たり前。それほど遠い部類には入らなかっただろう。

さて、目黒不動は昔から知られた不動であるが、目黒村に創建された瀧泉寺が不動明王を本尊とすることから「目黒不動」と一般に呼ばれてきた。目白不動の方もやはり不動明王を本尊とする新長谷寺が後に五色不動(黒・



当時約2.2キロ離れた関口の目白不動への「最寄り駅」として命名された山手線目白駅とその周辺。現目白不動の金乗院は右下に見える。目白駅前の学習院は前年都心から引越してきたばかり。1:10,000「早稲田」明治42年測図



日本のメッカこと富山県立山町の目黒。町の中心・五百石から南東へ約7キロの山中にある。養蚕が盛んで、当初の「芽桑」が後に変わったという。1:50,000「五百石」平成12年修正

白・赤・青・黄)のひとつ「目白不動」とされたのが呼称の始まりという。もともと目黒不動があったことから他の色も後に取り揃えられたらしく、目赤、目青、目黄も後に出現している。

さて、「目白」が一旦駅名になってしまうとその影響力は実に大きく、大正14年(1925)に環状運転が始まって7年後の昭和7年(1932)に高田町が東京市(豊島区)に編入された際に、駅とその周辺一帯は目白町と改められた。新長谷寺は昭和20年(1945)の空襲で焼失したため、本尊は金乗院(豊島区高田)に移されている。このため現在の不動は駅からゆっくり歩いても15分程度と駅に近づいた。戦争のためとはいえ、本尊の方からわざわざ近寄ってくれたのは、目白駅本人としても悪い気はしなかっただろう。

さて、目黒と目白の他にも目の付く地名はかなり多い。日本の地名はそもそも当て字が多いので、実際に人間の目にまつわるものは限定されるだろうが、駅名になっているものを探してみると東北地方が目立つ。目時(青森県三戸町・青い森鉄道ほか=旧東北本線)、余目・北余目(山形県庄内町・羽越本線)、西目(秋田県由利本荘市・同線)、沢目(秋田県八峰町・五能線)、塚目(宮城県大崎市・陸羽東線)、墓目(岩手県宮古市・山田線)、岩野目(秋田県北秋田市・秋田内陸縦貫鉄道)、立川目・横川目(岩手県北上市・北上線)、山ノ目(岩手県一関市・東北本線)と、最後尾に目が付く例が圧倒的だ。かつて奥羽本線には糠ノ目駅があった(現高島駅・山形県高島町。地名は糠野目)。

地名事典などで調べてみると、末尾に「目」の付く地名が東北地方に特に多い理由につい

て決定版とすべき解釈はまだなく、いろいろな説が唱えられている。イエ(家)やヘ(戸)が訛ったものなどだが、アイヌ語のメムに由来するという説も捨てがたい。『地名アイヌ語小辞典』(知里真志保)によれば、メムは「清水が湧いて出来ている池、または沼で魚が多く入る所;湧きつぼ」などとある。そういえば、秋田県男鹿半島のマール(爆裂火口湖)が一ノ目潟、二ノ目潟、三ノ目潟と名付けられているのが好例かもしれない。

他の地方にも目の付く地名は点在しているが、東北のような法則性を感じさせるものは見あたらない一方で、しかも難読地名が多い印象だ。たとえば愛知県稲沢市の目比は江戸期以前の村名だが、「ムクヒ」の転訛で、元是水鳥の総称である「藻喰」で、目比沼に水鳥が多く集まったことによるという説がある。

福岡県飯塚市には目尾がある。実に難読であるが、古代の律令制で定める地方官の最下位にあたる目が住んだから、と『筑前国続風土記』にあるそうだ。同類と思われるのが富山県上市町の眼目。要点を意味する現代語読みの「がんもく」ではなくて「さっか」。地名は良い字で必ず2文字とする古代からの伝統に従って同じ意味の字を連ねたのかもしれない。

同じく目の付く難読地名では同県内の立山町に眼桑と書いて「メッカ」と読む珍しいものがある。まさに日本のメッカであるが、一説によれば、養蚕が盛んで最初に「芽桑」と名付けたのが、後に芽が目に変わったという。東京の目黒もメは馬(駿馬の読みに名残り)、クロは畔であるから、牧の土塁のことといった解釈もあるそうだ。いずれにせよ日本の地名の当て字の多さには目をみはるばかりである。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 753
2019 October



表紙写真
「境界」

第34回写真コンクール連合会長賞
井上 裕紀●群馬会

職業病でどこにいても基準点や境界標があると立ち止まってしまいます。やさい王国群馬県昭和村を訪れた際、一面のレタス畑が境界に沿ってシートを色分けされていたのが面白く、雄大な景色とともに写真に残しました。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第68回 文書作成とトラブルの回避について
弁護士 田中 陽

06 理事・監事就任の挨拶

11 月刊『測量』
「史跡さんぽ」取材同行記
「上野三碑」と「めがね橋」編

13 令和元年度こども霞が関見学デー

15 「令和元年度こども霞が関見学デー」における
筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び
土地家屋調査士制度の広報イベント
法務省民事局民事第二課

17 土地の表示に関する登記の沿革(10)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

22 第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その1

26 愛しき我が会、我が地元 Vol.68

和歌山会／宮崎会

29 会長レポート

31 会務日誌

33 日本登記法学会 第4回研究大会開催のご案内

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！

36 「土地家屋調査士 調査・測量実施要領(第7版)」の一時運用停止について

37 ちょうさし俳壇

38 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

40 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！ 土地家屋調査士 調査情報保全活用 調査士カルテ Map

41 ネットワーク50 富山会

42 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第68回 文書作成とトラブルの回避について

弁護士 田中 陽

文書作成を苦手になされている方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

今回は、そのような方を対象に、文書作成の具体的方法と、それに併せて、どうすれば不要なトラブルが回避できるのか、という点について説明させていただきます。

1 文書作成の目的

そもそも、文書を作成する目的は何でしょうか。

非常に単純な結論になりますが、文書を作成する目的は、相手に対して何かを伝える、ということにあります。

では、文書を作成するに際して、結局、相手に何を伝えたいのでしょうか。

文書を作成しようとする人、というか作成する側の人は、文章のフォーマットや表現方法や語彙、導入部分におけるインパクトの設定の仕方等々、文書作成の極めてディテールというか詳細にこだわってしまいます。

そして、大抵は、そのこだわりから文書作成に行き詰まるのです。

文書作成の詳細部分などは、実は、読む側の人は、ほとんど見ていません。正直なところ、時候の挨拶とか、頭語、結語等は読み飛ばしています。

もちろん、文書の体裁は読み手に対する敬意をも含むので、決して軽視してよいという訳ではないのですが、このような形式的な要素は、文書本来の目的からいうと、付け足し程度にすぎません。

まずは、何を伝えたいのか。

この点をはっきりさせましょう。

この点において参考になる考え方として、エレベータートークという逸話があります。エレベータートークとは、シリコンバレーの若い経営者が有力な投資家と一緒にエレベーターに乗り込み、目的

の階に着くまでの30秒の間に自分のビジネスプランを説明して、その投資家から巨額の投資を受けることができた、という少々サクセスストーリーめいた逸話のことをいいます。

このような話が実際にあったのかどうかは別にして、アメリカの有名な戦略コンサルティング会社、マッキンゼー・アンド・カンパニーでは、エレベーターテストという考え方があるそうです。エレベーターテストとは、顧客への問題点の説明、解決提案等は、説明が求められれば、エレベーターで移動している30秒程度の間に説明できるくらいに精通していなければならない、という考え方なのだそうです。

このエレベータートーク、またはエレベーターテストという考え方は、文書作成において非常に参考になります。

要は、何が伝えたいのか。

この点を30秒で表現できるくらいに、まずは自分の伝えたいことを練り込む必要があるのです。

この考え方が非常に面白いのは、どんな内容であったとしても、工夫さえすれば30秒で相手に伝えられる、ということを前提にしているという点です。

私は、仕事柄、文書を作成することが多く、また、個人的にも非常に長文の文書を作成する癖があるので、このエレベータートーク、またはエレベーターテストという考え方には、逆に大きな衝撃を受けました。

私も含めてですが、時々、時間をかけて文章を盛り込み、同じことを繰り返してでも長文の主張書面を完成させることが、文書作成の極意だとも思っているような人を見かけます。

確かに、長文の文書は、読み手を圧倒させることがあります。また、長文の文書を作成することは、短い文書に比べて比較的時間がかかり、また、それだけ時間と労力を費やしてこの問題に取り組んでい

るという熱意というか威勢を、長文の文書を通じて伝えることができるので、意図的に長文を作成する人がいます。私の仕事柄、比較的攻撃的な弁護士さんに、そのような傾向が見られますね。

仮に、文書作成の目的が、読み手を威圧する、という目的なのであれば、このような長文の文書作成にはある意味効果的なのでしょうね。

ですが、文書をこのような威嚇目的で使用する場面、というのは、極めて限られています。紛争案件を扱う弁護士さんでもない限り、このような長文の文書を作成する必要などありません。

また、文書は、相手を威嚇するという目的で使用するものではありません。そのような副次的効果があることは否定しませんが、そのようなことをしても、あまり意味はありません。逆に、揚げ足をとられるだけです。

顧客や法務局の担当者等、良好な関係を築きたい相手に対する文書は、要点を押さえた簡潔な文書を作成することを心掛けてください。

そのためにも、文書を作成する際には、まず始めに、自分は相手に何を伝えようとしているのかという点を、30秒で説明できるくらいに、シンプルに、かつ簡潔にするように練り込んでください。

2 文書構成の構成

何を伝えたいのか、という点は、実は、あまり考え込まなくてもはっきりしていることが多いのですね。

大体、文書を作成しようとした時点で、相手に対して、何か連絡、報告しないといけないことがあるので、そもそも、そのようなことは、考えて練り込む必要などないのです。

法務局から補正指示がされたので打合せがしたい、追加でこのような資料を探して提出してほしい、又は、このような結果、若しくは経過なので報告する、といった、伝えたいことがはっきりしたら、次にすることは、文書の書式集を開いて、参考になる社外文書や案内文書、通知書を探して、その書式に併せて文書を作成することになります。

とても簡単ですね。

文書の書式、フォーマットは自分で考えない。参考書式を基に、自分の伝えたいことに合わせて作り

替える。

ただそれだけです。

時候の挨拶なども、季節ごとに使い分けると面倒なので、どの季節でも使用できる時候の挨拶文例を探しておいて、常に同じ文章を使用する。面倒になったら、前略で省略してしまう。

文書の書式は、読み手に対する敬意を含むので間違えてはいけないのですが、正直なところ、自分で工夫して練り込むような部分ではありません。率直に言って、そんなところで練り込んで工夫しても、読み手は気づきません。

文書は、書式集を使って、失礼のないように、かつ簡単に仕上げる。

ところで、文書作成をするに際して、特に注意してもらいたいことがあります。

文書作成、というより、意思疎通、コミュニケーションにおいて注意しなければならないのは、伝えたいことを明確にする、ということではなくて、実は、話の前提をかみ合わせる、ということなのです。

何度伝えても相手に伝わらない、相手が理解しようとしない、という現象は、伝えたいことが曖昧だから、ということが原因ではなくて、実は、伝える側と受ける側の人の間で前提を違うように理解している、ということに原因があります。

コミュニケーションで重要なのは、分かりやすく伝える技術ではなくて、聞く技術なのです。それも単に相手の話を時間をかけて長々と聞く、というものではなくて、自分が前提にしている点を相手も同じように前提として理解しているのか、という点を確かめるために相手から聞く、という技術が重要なのです。

民事裁判では、審理の進め方に関する方法論として、弁論主義という考え方が採用されています。

弁論主義とは、要は、当事者が事実を主張して証拠を出さないと裁判所はその事実を認定してはいけない、という考え方なのですが、この弁論主義という考え方は、議論の前提を整理するという意味において、非常に洗練された処理を行うことができる枠組みとなっています。

このような民事訴訟の審理進行に関する枠組みを見ていても、いかに前提をかみ合わせることが重要なのか、ということを読み取ることができます。

こんなことを言っていると、じゃあ、一方的に伝えるツールでしかない文書で、どうやって相手に聞くんだ、というご指摘を受けそうです。

これは、確かにもっともなご指摘ですね。

そこで、文書では、相手に聞くという方法ではなく、相手が疑問に思うであろう、または知っておくべきであろう前提を、先回りして結論と併せて記載する、という方法を用いて相手との前提をかみ合わせるようにするのです。

例えば、まだ隣地所有者との筆界確認が終わっていません、という報告だけでは、受け手である依頼者は、何でこんなに時間がかかるんだ、仕事をさぼっているだろう、という不満を持ちそうですよね。そんな場合には、いくら時候の挨拶が丁寧でも、きれいな語彙で文書を飾っても、依頼者の不満は解消されません。

このような場合には、隣地所有者に対して手紙を送り、電話も繰り返しているのですが、相手からの返事がない、という経過も含めて記載しておく、受け手である依頼者は、少なくとも仕事をさぼっている訳ではないことは理解してくれます。また、場合によっては、費用が別途かかりますが、筆界特定の申請を行うことも検討します、と代替案まで付け足して説明しておけば、この人は今後どうすればよいかまで考えてくれているんだな、と思ってくれるかも知れません。

この、先回りして結論とともに前提を記載する、という作業は、非常に想像力を要する作業です。自分の言いたい前提を伝える、というのではなく、相手が知りたいであろう、疑問に思うであろう前提を想像して、相手に併せて選択し、記載することになります。

先にも記載したとおり、文書とは、一方的に相手に伝えるためのツールです。一方的なツールだからこそ、受け取った相手の状態を事前に想像して、その相手の知りたいこと、疑問に思うことを記載しないといけないのです。

自分の言いたい前提のみを記載すると、受ける側の相手からは、独りよがりな、自分勝手な文書にし

か見えません。

このような文書であれば、逆に相手の反発を招いてしまい、トラブルに発展しかねないのです。そうであれば、始めから文書を作成しなければ良かったのかも知れません。

何のために文書を作成するのか。

感情が先走りそうになったら、まずは始めの要点に戻って考えてください。

何を伝えたいのか、を明らかにする作業とは、先に述べているように非常に単純で簡単な作業です。この単純で簡単な作業が文書作成において重要な意味を持つのは、文書の作成をしていると、どうしてか、この単純で簡単な作業を忘れてしまうからなのです。

トラブルというのは、往々にして、何かしらの思い違いから発生します。

もちろん、避けようのないトラブルもありますが、前提をうまくかみ合わせることで、うまく避けられるトラブルも多いのです。

伝えるだけではなく、前提をかみ合わせることに意識して、文書を作成するようにしてください。

3 トラブルを回避するために

以上、長々と記載しましたが、結局、結論をまとめると、文書作成の要点は、

- ① 始めに、何を伝えるのかを明確にする、
 - ② 書式集を見て、失礼のないように文書を作成する、
 - ③ 誤解を生まないように、伝えたいことの前提も併せて記載する、
- ということになります。

とても簡単な内容ですね。

文書作成は、面倒な作業ではありますが、決して難しい作業ではありません。逆に、難しいことを考えるから、文書作成が難しい作業になるのです。

これからは、是非、簡単な文書の作成に取り組んでみてください。

以 上

理事・監事就任の挨拶

総務部次長

とうの かついち

東野 勝一

この度、関東ブロック協議会から推薦をいただき、総務部次長を拝命いたしました東野勝一(栃木会所属)でございます。

新総務部の一員として前総務部が処理した事案及び継続になっている事案をできるだけ早く理解した上で、新理事会として向かっていくべき方向性の一助になるように努力していききたいと思います。

全国の会員の皆様と一緒に土地家屋調査士制度の発展に寄与していききたいと思いますので、この2年間よろしくお願いいたします。



総務部次長

とくなが てつ

徳永 哲

座右の銘「忘己利他」

この度、総務部の担当を拝命しました。地図整備事業、所有者不明土地問題対応に関する事業、各自治体との災害協定事業、そして裁判外紛争解決に関する事業への更なる取組が求められていると思っております。国民の利益のために働き、さらに国民から必要とされる士業団体となることを目標として、忘己利他の精神を忘れずに邁進する所存です。よろしくお願いいたします。



財務部次長

すずき たかし

鈴木 貴志

今年度より2年間、理事として財務部を担当いたします鈴木でございます。

前年度までは、単位会(神奈川会)の会長をしておりましたが、連合会の仕事は全く初めてです。

これまでは、連合会を外から見ていて疑問に感じる点が多々ありましたので、今年度からは中に入り、感じていた疑問を率直にぶつけてみたいと思います。

孤立することを恐れず、自分の感覚を大切に会務に臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



業務部次長

あさの ひろし

浅野 裕士

北海道ブロック協議会から推薦をいただき、連合会理事として二期目となり、今期は業務部次長を仰せつかりました。

本年度は3年に一度実施されている「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」へのご協力をお願い、またオンライン申請の資格者代理人方式、変則型登記の解消についても始動していく予定でございますので、しっかりと対応し迅速に情報を発信していきたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



研修部次長

まつもと よしあき

松本 嘉明

関東ブロック協議会の推薦をいただき、二期目の理事を務めさせていただきます、埼玉会所属の松本嘉明と申します。主立った役職は、研修部次長、次回からの特別研修運営委員長となります。

初めての試みだった、中央実施型の新人研修会が終わったのも束の間、次期に向けての運営がスタートしております。年次研修の実施に向けての協議を検討いたします。新人研修、特別研修のより良い体系の構築に取り組み、土地家屋調査士の知



識向上につながるよう研鑽してまいります。また、本年度から、調査士カルテ Map については業務部が担当になりますが、加入者促進、利用について引き続き協力いたします。理事会については、役員間での支障をきたすことの無いよう心掛けます。皆様、2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

あずま よしのり
研修部次長 東 良憲

大仏と鹿の国、奈良会所属の東良憲と申します。前期に引き続き、近畿ブロックから推薦をいただき、二期目となる連合会の理事に就任し、研修部次長を拝命いたしました。民間紛争解決手続代理関係業務(ADR)認定にかかる特別研修の受講者は減少傾向にあり、専門職能継続学習(CPD)の履歴についても、すべての単位会で公開されているわけではない等、取り組むべき課題は山積しております。

土地家屋調査士が国民の信頼に足る資格であり続けるため、より良い研修のあるべき姿を全国の皆様にお示しできるよう、身が細るぐらい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



き と ざき おさむ
広報部次長 城戸崎 修

九州ブロック協議会より連合会理事として推薦をいただき、広報部に配属となり、広報部次長を拝命しました。初めての連合会で広報部次長という重責を拝命し身が引き締まる思いです。この2年間は、土地家屋調査士の専門性を大いに生かして、国民の皆様の要請に応え、会員の皆様、全国の土地家屋調査士会と共に一丸となって、制度の充実・発展を図り、さまざまなアプローチから土地家屋調査士の存在を示していき、社会に役立つ制度づくりに繋げてまいりたいと考えています。ご助言・ご協力のほどよろしくお願いをいたします。



たかはし かずひで
社会事業部次長 高橋 一秀

東北ブロック協議会宮城会の高橋一秀です。この度、社会事業部次長を拝命いたしました。社会事業部では、公共嘱託登記、地図作成、ADRセンターに加えて、空き家問題対策等多岐にわたる検討課題があります。社会の中で土地家屋調査士が更に活躍できるよう環境を整えていくことが重要と考えます。また、被災地宮城での経験を活かしつつ、「国民から必要とされる土地家屋調査士とは何か」を考えながら、それぞれの課題に取り組んでいきたいと考えています。皆様のご助言とご協力を賜りたく、2年間よろしくお願い申し上げます。



はやし つぐお
研究所次長 林 亜夫

この度、引き続き研究所次長を拝命することになりました。大学において長らく不動産関係の教育、研究に従事してきたのですが、土地家屋調査士の方々の実務的、実用的な研究に当初戸惑いを感じていたところでした。大学では制度、歴史といった記述的な面の知識に関しては研究、学びが可能ですが、現実的、実務的知識の教育、研究はなかなか難しいからです。

一方、耕作放棄地、空き家・空き地の増大は、国家的問題となりつつあり、土地利用政策、都市計画に抜本的な改革が求められていると思います。この面で土地家屋調査士の方々の多大なご活躍が期待されます。よろしくお願いいたします。



い ま せ つ と む
研究所次長 今瀬 勉

中部ブロック協議会から推薦をいただき、前期に引き続き研究所の担当となりました岐阜会の今瀬勉です。よろしくお願いいたします。

文系と理系の交差点にいる土地家屋調査士に要求される知識、技術は多様であるため、いつまでも、学ぶこと、興味が湧くこと、考えることがたくさんあります。

役員を務めさせていただき、いろいろな方に出会えることも、何かの深い縁であり、必ず何かの深い意味があるはずです。

私心に流されることなく、命を使う「使命」の意識を探求していきます。

どうぞ、ご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。



た か く ら た け し
総務部理事 高倉 健

中部ブロック協議会より推薦をいただき、このたび総務部理事を拝命いたしました。

富山会という少人数の会に所属しておりますが、我々のようないわば弱小会の意見を伝えることも自分の使命の一つではないかと考えております。また、人口減少という斜陽が落とす長い影の中にありながら、連合会としてすべきことは何なのか、与えられた役割の中で自分のすべきことを見極め、全国の土地家屋調査士のため、微力ですが力を尽くしたいと考えております。二年間どうぞよろしくお願いいたします。



す が わ ら じ ゅ ん
財務部理事 菅原 淳

東北ブロックの推薦を受け今回理事となりました山形会の菅原です。財務部担当となりました。土地家屋調査士登録から30年、単位会の理事、常任理事、副会長を経験してきました。この経験を連合会の場でいかすことができればと思っております。

近年の技術の進むスピードは1年単位のように感じます。10年一昔ではなく3年一昔の様相です。ハードはどんどんすすんでも必要となるのは人間力です。業務に必要なのは人間力、社会力ではないかと思っております。初心不可忘、時々初心不可忘、老後初心不可忘、この言葉を糧として2年間取り組んでまいります。



ふ る た じ ゅ ん
業務部理事 古田 潤

関東ブロック協議会からの推薦により、業務部理事を拝命しました静岡会の古田潤です。土地家屋調査士制度をめぐり、昨今、大きな社会的なうねりが起こっています。所有者不明土地法の成立、土地家屋調査士法の一部改正をはじめ、法務省のみならず国土交通省、財務省までも土地家屋調査士の必要性を今まで以上に大きく認める内容に舵を切ったと私は感じています。しかし、会員数の減少、受験者数の激減は、制度維持へ少なからずマイナス要因となっています。今こそ土地家屋調査士業務の重要性を国民に示していくチャンス到来の激動の2年間、静岡会でも3期連続業務部長を務めた経験を活かし、全力を尽くしていく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。



業務部理事 みずの あきこ 水野 晃子

この度、中部ブロック協議会から推薦いただき、業務部理事を拝命しました、愛知会の水野晃子と申します。単位会の会務運営とは視点が異なり、戸惑うことも多々ありますが、日々研鑽し、ブロック協議会、単位会と連合会の橋渡しとなれるよう、努めてまいります。

土地家屋調査士の現状にしっかりと目を向け、これからの土地家屋調査士制度のあり方、業務の発展のため、一つひとつの課題に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



広報部理事 たかはし まさのり 高橋 正典

この度、関東ブロック協議会から推薦をいただき、広報部理事を拝命いたしました茨城会所属の高橋正典と申します。

広報は組織の内部と外部に向けて、適切な情報収集をした上で正しい情報発信をすることが大切だと考えております。そのためには各部との連携はもちろんのこと、全国50の土地家屋調査士会との連携、協調が必要不可欠です。土地家屋調査士制度発展のため、皆様のご助言、ご協力をいただきながら、2年間務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



広報部理事 かわにし まさひこ 川西 昌彦

この度、中国ブロック協議会の推薦をいただき、連合会総会において理事に選任いただきました広島会所属の川西と申します。広報部を担当させていただきます。

広報部におきましては、来年度の土地家屋調査士制度制定70周年記念事業及び土地家屋調査士白書2020を主に担当させていただきます。微力ながら広報を通して土地家屋調査士制度のさらなる発展に貢献してまいりたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。



社会事業部理事 くぼ ともり 久保 智則

この度、関東ブロック協議会から推薦をいただき、社会事業部理事を務めさせていただきますことになりました長野会の久保智則と申します。

社会事業部は、所有者不明土地問題や空家対策等の社会問題への対応や、公嘱協会への対応、地図対策、土地家屋調査士会ADRセンター、業務の拡充等多岐にわたり対応していかなければならない重要な部署であると思います。

連合会理事は今回初めての任務で身の引き締まる思いでおります。全国の皆さんの意見をお聞きしながら、土地家屋調査士制度の発展のために微力ながらも尽力させていただきますので、どうぞご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



社会事業部理事 まつだ ひとし 松田 整

この度、北海道ブロックからの推薦をいただき、社会事業部理事となりました釧路会の松田です。

多種にわたる事業計画・土地家屋調査士業務の外部対応等、担当副会長・理事・各委員との連携を大切に、頑張ります。

皆様ご存じと思いますが、釧路会は土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成金'をいただいている会員少数会です。全国の皆様に恩返しできるようしっかりと連合会会務を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。



監事 にえかわ きよし
費川 清

この度、第76回定時総会におきまして、中国ブロック協議会の推薦をいただき監事に就任いたしました鳥取会の費川です。

2020年、土地家屋調査士制度は制定70周年を迎え、さらには土地家屋調査士法一部改正など様々な法整備も控える「節目の2年間」となります。日調連の動向を全国の単位会・会員が注目し、期待をしています。このタイミングでの役割も意識しながら、一会員の立場にも立ち、監事として微力ながらお役に立てればと思っております。どうかよろしくお願いいたします。



監事 すずき おさむ
鈴木 修

先の総会で監事に選任されました宮城会の鈴木修です。

監事は、「総会で承認された事業や予算が適正に執行されているかを、会員の皆様の代表として監査する役職」です。

日々刻々と私達を取り巻く社会が変化している中、私達の未来を開くための役員の動きについて、単に枠にはめるだけでなく、具体的業務執行が総会決定の趣旨を外れない範囲かどうかの相談を受けたり、助言やサポートをする立場でもあると認識しています。

監事の職責をしっかりと認識して職務に当たる所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。



監事 しんむら みのる
新村 実

この度、二期目の日本土地家屋調査士会連合会監事として就任させていただくことになりました公認会計士の新村実です。前回は、初めての外部監事として就任し、模索しながら、なんとか業務を行うことが出来ました。これも理事をはじめ事務局の皆様のおかげです。

この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回は二期目となりますが、一期目の経験を踏まえ、更に私の公認会計士としての経験が、少しでも皆様のお役に立つことがあれば幸いです。

一期目同様、連合会の業務運営に外部監事として、第三者の視点から適切な意見が発信できるように頑張りたいと思います。ご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。



新元号が令和になった5月の9日、日本測量協会が発行する月刊『測量』の取材に同行させていただきました。地元群馬で生活しながら初めての経験をさせていただき、充実した一日を過ごせました。この同行記は10月号で「上野三碑」と「めがね橋」のこと。11月号で「富岡製糸場」のことを書かせていただきます。

初めて行ったユネスコ世界記憶遺産「上野三碑」

日本列島東部の古代上野国こうずけのくに（現在の群馬県）に存在する三つの石碑「上野三碑」は、日本に18例しか現存しない古代（7～11世紀）の石碑の中で最古の石碑群であり、大切に守られてきました。

それらは、山上碑やまのうえひ（681年）、多胡碑たごひ（711年）、金井沢碑かないざわひ（726年）と呼ばれています。三碑の記録形態は、上野国に住み着いた朝鮮半島からの渡来人がもたらしたもので、彼らとの密接な交流の中で、当時の都（飛鳥、奈良）から遠く離れた地元の人々によって文字で刻まれたものであります。山上碑は、日本語の語順で漢字を並べた最古級の歴史資料です。多胡碑は、その文字が遠く中国にまで知られています。金井沢碑は、この地での仏教の広がりを刻んでいます。これらの三碑は、東アジアにおける文化交流の実像を示す極めて重要な歴史資料であり、三碑に刻まれた内容は、中国を起源とする政治制度、漢字文化、インドを起源とする仏教が、ユーラシア東端の地である日本に到達しただけでなく、更に遠く離れた東部の上野国に多数の渡来人の移動とともに伝来し、地元の人々に受容され、広まっていったことを証明しています。

山上碑は飛鳥時代の681年に建てられたもので、完全な形で残っているものとしては日本最古の石碑です。石をあまり加工しないで使っており、朝鮮半島の新羅の石碑（6世紀）に類似しています。碑文には、放光寺の長利という名の僧が母のために建てたことと、長利の母方、父方



山上碑



山上碑の古墳

双方の系譜が記されています。長利の母である黒売くろめ刀自とじは、ヤマト政権の直轄地である佐野三家さののみやけ（屯倉みやけ）の管理者であった健守命たけもりのみことの子孫で、父である大兄おおこの臣おみは、赤城山南麓の豪族とみられる新川臣にいかわのおみの子孫であります。前橋市総社町にある山王廃寺から「放光寺」の文字を刻んだ瓦が出土しているため、長利が勤めた放光寺は山王廃寺であると推定されています。放光寺が東国有名な大寺院であったことや、仏教が当時の先進的な思想であったことから、長利はかなりの知識人であったと思われます。こうしたことから、長利は母である黒売刀自を供養するとともに、上野国の有数豪族の子孫であり、大寺院の僧でもある自らの存在を後世に伝えるために碑を建てたと考えられます。

多胡碑は、奈良時代初めの和銅4年（711年）に上野国の14番目の郡として、多胡碑が建郡されたことを記念して建てられた石碑であります。建郡に際しては、「羊」という渡来人と思われる人物が大



多胡碑

きな役割を果たし、初代の郡長官になり、碑を建てたのも、この「羊」であると考えられ、碑の後段には当時の政府首脳の名を挙げて権威付けを図っています。多胡郡の範囲は、現在の高崎市山名町から吉井町一帯で、かつて緑野屯倉や佐野屯倉というヤマト政権の直轄地が設置されていた領域と重なります。そのため、当時は先進的な渡来系技術が導入され、窯業、布生産、石材や木材の産出などが盛んな手工業地域になっていきました。このことから、多胡郡建郡は当時の政府による生産拠点の取りまとめと、それに伴う郡の区割りの見直しが目的であったと考えられます。

金井沢碑は、奈良時代前半の726年(神亀3年)に三家氏を名乗る豪族が、先祖の供養と一族の繁栄を祈って建てた石碑であります。三家氏は、佐野三家を管理し、山上碑を建てた豪族の子孫であると考えられ、碑文には、三家氏を中心とした9人の名前が記されて



金井沢碑

います。碑を建てたのは三家子という人物で、上野国群馬郡下賛郷高田里(現在の高崎市上佐野町・下佐野町周辺)に住んでいました。続いて、三家子の妻と娘(物部君氏に嫁ぐ)、孫3人の名前が登場します。この6人ほか、同族とみられる三家毛人・知万呂の兄弟と磯部君身麻呂が出てきています。碑文からは、女性が結婚後も実家の氏の名で呼ばれていることが分かり、家族のつながりに大きな役割を果たしていたと考えられています。さらに、地名の表

記などからは、当時の行政制度(国郡郷里制)の整備状況が分かります。ちなみに、碑文に出てくる「群馬」の文字は、県内では最古の事例であり、群馬県の名前のルーツを知る上で非常に重要な資料であり、このように金井沢碑からは、古代東国での仏教の広がり、家族関係、行政制度の実態などを知ることができます。

上野三碑は1300年前の東南アジアの文化交流を記し、歴史的、文化的、社会的、政治的「世界の記憶」にふさわしい希有な価値を有しています。

迫力ある「めがね橋」

碓氷第三橋梁、通称「めがね橋」として親しまれている煉瓦のアーチ橋で怪間数4、長さ91m、高さ31mで日本最大の煉瓦造りアーチ橋です。明治25年に完成し、アプト式鉄道(線路の中央にのこぎり型のレールを敷き、機関車に取り付けたギアを噛み合わせて登っていくもの)を支えてきましたが、昭和38年に新線開通に伴い廃線となりました。平成5年に国の重要文化財に指定され、平成13年、廃線敷を利用した遊歩道「アプトの道」として整備され、現在は橋上を歩くことができます。「アプトの道」は、アプト式鉄道時代の廃線敷を利用して、横川駅～熊ノ平駅の間の約6kmを遊歩道として整備され、国の重要文化財である旧丸山変電所をはじめ3つの橋梁と10の隧道があり、めがね橋を代表する鉄道煉瓦構造物群などの碓氷峠鉄道遺産に触れることができます。

国の指定重要文化財のめがね橋の他、10本の隧道や旧丸山変電所などとともに近代化産業遺産として地域指定されています。

橋の上からの景色、下から見上げても迫力があり、トンネル内は天然のクーラーとなり、大自然を味わうことができ、その美しさと高い芸術性で現在も多くの人を魅了し続けています。



めがね橋

令和元年度

こども霞が関見学デー



「こども霞が関見学デー」は、文部科学省をはじめとした25の府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした取組で、今年度は8月7日(水)、8日(木)の2日間の日程で実施されました。

法務省においては、他のイベントに加え、筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、地面のボタン(境界標)を使ったスタンプラリーなどが実施され、日調連も昨年度に引き続き、企画・当日運営などの協力を行いました。

土地家屋調査士、筆界特定制度、ADR、じめんのボタン、境界標…キーワードの一つでも子どもたちの記憶に残り、将来、これがきっかけで土地家屋調査士を目指す人が出てくることを期待しつつ、当日の様子をお伝えします。



当日入口でもらえる「霞が関こども旅券」
各省庁へはこれを提示して入ります。

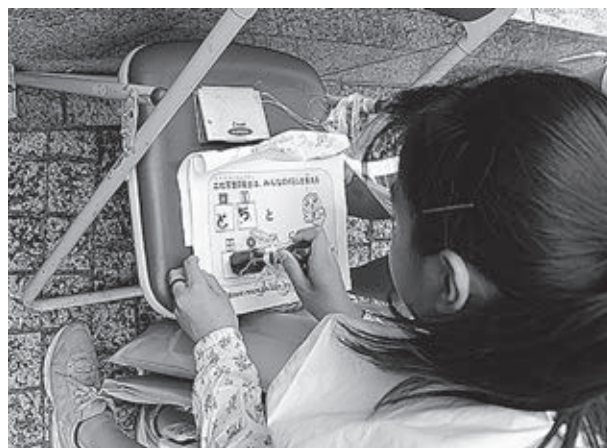


制度広報パネル・境界標の展示

じめんのボタンスタンプラリー

《じめんのボタンを探してスタンプを集めよう!》

法務省の中庭(サンクン広場)に、じめんのボタン(境界標)を設置、子どもたちに探してもらい、そのそばに設置されているスタンプを用紙の境界標の形と同じところに押して、キーワードを導き出そうという企画です。子どもたちはスタンプを押すのが大好き! 境界標を見つけると嬉しそうにスタンプを押していました。スタンプを全部押し終わったら記念グッズとしてオリジナル野帳をプレゼントしました。



みな楽しそうに押していました!

土地家屋調査士クイズ

《これがわかればあなたも土地家屋調査士になれるかも！？》

こちらは会議室での企画で、説明をヒントにその説明がどの土地または建物を指しているか写真と説明を線で結んでみようというクイズ企画です。当初は登記簿にある土地の地目や建物の構造・種類から写真を選ぶというものでしたが、子ども向けという

ことで少しやさしい説明にしました。クイズを解いてもらった子どもには『じめんのボタンのナゾ(カラー印刷版)』とタオルハンカチまたは付箋セットをプレゼントしました。また、絵本版の『じめんのボタンのナゾ』は、見本として自由に手に取って見ていただきました。

(日調連広報部)



土地家屋調査士クイズに挑戦！



回答してもらった子にグッズをプレゼントしました。



土地家屋調査士グッズ

「令和元年度こども霞が関見学デー」における筆界特定制度を中心とした 法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベント

法務省民事局民事第二課

本年8月7日(水)及び8日(木)の2日間にわたり、東京都千代田区霞が関において「こども霞が関見学デー」が開催され、法務省民事局民事第二課では、日本土地家屋調査士会連合会と協同して筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しました。

「こども霞が関見学デー」は、文部科学省等をはじめとした府省庁が連携して、業務説明や省内見学等を行うことにより、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として開催されるものであり、法務省も例年参加し、各局部課がそれぞれ趣向を凝らしたイベントを行っています。

民事第二課と日本土地家屋調査士会連合会は、平成28年度、筆界特定制度創設10周年記念行事という位置づけで初めて「こども霞が関見学デー」に参加し、それ以降、継続して広報イベントを開催しており、本年度で4回目の参加となりました。

「こども霞が関見学デー」は、多くの方々に、法務局の業務及び土地家屋調査士制度について理解を深めていただく大変貴重な機会となっていることから、この機会を十分に生かすため、民事第二課と日

本土地家屋調査士会連合会において協議を重ね、本年度も様々なイベントを企画・実施しました。

具体的には、体験型のイベントとしてサンクン広場においては①境界標を使ったスタンプラリー、大会議室においては②建物種別や地目に関する表示登記クイズをそれぞれ行ったほか、③各種制度の広報パネルや境界標の展示、④各種パンフレットやリーフレットの配布を行いました。

今年は、両日とも晴天に恵まれ、連日の猛暑にもかかわらず、法務省の来場者数は、2日間で計2,071名と昨年度(1,848名)を大きく上回る結果となりました。民事第二課と日本土地家屋調査士会連合会のイベントも、例年以上に多くの方々に参加いただくことができました。

実際に参加されたお子様や引率者の方々には、スタンプラリーやクイズを楽しんでいただきつつ、リーフレットやグッズを多数お持ち帰りいただき、このイベントを通じて、法務局の業務や土地家屋調査士制度を身近に感じていただけたものと考えます。

最後に、本年度もイベントの企画や各種展示物の提供、会場準備、当日の対応等、日本土地家屋調査士会連合会の皆様方に多大な御協力をいただきましたことにつきまして、深く御礼申し上げます。

2019 こども霞が関見学デー

「法務局の登記官」と「土地家屋調査士」
のお仕事を勉強しよう！

じめんのボタンをさがそう！
スタンプラリーを完成させて、記念グッズをもらおう！

地面のボタンの役割や法務局と
土地家屋調査士のお仕事を勉強しよう！

2019年8月7日(水)・8日(木)

じめんのボタンをさがそう！
地面のボタンの近くにあるスタンプを
下の絵に合わせて押してね！

土地家屋調査士は、みんなの暮らしを支える
と
の専門家です。
★全部のスタンプがあてたら記念グッズをあげるよ！

法務局の仕事

どんな仕事をしているのかな？
みんなの土地とお家の情報をコンピュータに記録したり、
となりのお家との境(線)を調べたりしているよ。

法務局のお仕事は、2かいだて。
大きな仕事は……

登記手続を行う法務局
みんなの土地やお家などの情報をコンピュータに記録することを
登記といいます。登記をすることによって、権利が守られ、また、
安心して取引をすることができるようになります。

地図を作成する法務局
法務局では、土地家屋調査士な
どの専門家と協力して地図を作
成しています。
正確な地図が提供されること
によって、土地と土地との境が
明らかになり、争いを予防する
ことができます。

こんなときにも 法務局



とちかおくちようさし しごと 土地家屋調査士って、どんな仕事？

土地・建物に何かあったら

みんなのかわりに ほうむきょく 法務局へ知らせます。

たとえば

- お家をたてた。
- お家をこわした。
- 畑を、駐車場にした。
- こどもたちへ 半分ずつ土地を分けた

大きな道が通って ほうむきょく 法務局へ

おとなりとの境はどこ？

いろんな記録を調べて 機械で境を見つけます。

境界線が ぼやけていて いろいろ調べてね

ここが境ですね

よかったわ

境のことで おとなりと ケンカ 境はどこ？ おとなりも ない 境を見つける プロだから

井護士と一緒に なかなかおり 法務局と一緒に 見つけます

地図をつくるお手伝い

法務局には

みんなの土地、建物のことが 記録されているよ！

この土地 123.45 m² 宅地…

あの建物 木造 2F 店舗…

地図 土地の図面 建物の図面

(※1) 全国の境界問題相談センター (ADRセンター) で、井護士とともに話し合いのお手伝いをします。
(※2) 法務局の「筆界特定登記官」が、土地家屋調査士などの専門家の意見を聞いて境の位置を特定します。

とちかおくちようさし 土地家屋調査士になるには…

① ひつき しけん 筆記試験を受ける

- 試験は、毎年10月 第3日曜日
- 誰でも受験 OK
- 合格率は 約9% (※)

② こうじゆつ しけん 口述試験を受ける

- 筆記試験に合格した人が 受けることができます。

③ とち かおくちようさしかい 土地家屋調査士会へ入会する

- 試験に合格したら、「土地家屋調査士会」に入会しよう。
- 入会すると、「土地家屋調査士」として登録されます。
- 登録後、「土地・建物の専門家」として 土地家屋調査士のお仕事ができます。

わたしは 「土地家屋調査士」です。

土地家屋調査士は、みんなのくらしを支える土地と建物の専門家です!!

土地・建物・境界でお困りなら → 土地家屋調査士へ

※ 平成30年度は 4,380人中418人合格

きょうかいひよう ずかん 境界標 図鑑

コンクリート杭 いろんなところで、いちばん多く つかわれている。	金属標 ステンレスやアルミ などできえた板の ようなもの。 くぎのようなもので、 かたい所に打ち込む。
石杭 コンクリートより かたくて、そして きれい。	金属板 金属できえた ねじの ようなもの。 コンクリートや ブロックなどのかべに ドリルで穴をあけて 打ち込む。
プラスチック杭 コンクリートや 石の杭よりも かたくないけど、 かるくて、いろんな 形にしやすい。	木杭 いろんな大きさの ものがある。 ほかの境界標を 入れるための 一時的な杭 (仮杭) と してつかわれている。

境界標は大切に!!

境界標は、あなたの土地を守る、とっても 大事なものですから、勝手にぬいたり、 こわさないようにしましょう!! (※)

※ 刑法 (境界損壊)
第262条の2 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

土地の表示に関する登記の沿革(10)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第9 戦後の表示登記の沿革

3 土地台帳の登記所への移管

続きから(1)～(2)は、会報9月号(No.752)掲載

(3) 土地台帳の登記所移管

a 税務署から登記所への土地台帳等の引継ぎは、当初、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務の引継について」(昭和25年2月4日民事甲第315号民事局長通達)で示された「土地台帳、家屋台帳事務引継要領」に基づき、引継ぎの時期を昭和25年3月31日とされていたが、前述のとおり、地方税法の国会審議の影響を受けて、改正土地台帳法が審議未了となった関係で、延期となった。

昭和25年7月28日、改正土地台帳法の国会再提出とその審議状況を受けて、土地台帳等の引継ぎは、改正土地台帳法の施行の日(昭和25年7月31日)となること、準備の都合により事実上の引継ぎが遅れる場合でも可及的速やかに行うこと、引継ぎは前掲昭和25年2月民事局長通達によることとされた(昭和25年7月28日民事甲第2081号民事局長通達)。

b 明治29年の税務署発足時は、府県収税部及び収税署からは、土地台帳、地図等に併せて職員も引き継いだ。これに対して、税務署から登記所への土地台帳事務等の移管に当たっては、書類のみであり、人員の引継ぎは皆無であった。

c 土地台帳等事務の移管に伴い、登記簿及び申請書類等を保管していた登記所の多くは、重要な土地台帳等、地図及び申告書類のほか測量器具等が送付されたため、これらを収納するため書庫は狭隘となった(注1)。

d 土地台帳関係等書類の引継ぎに当たっては、未済事件(税務署が作成した未済事件表を添付)も引き継いだ。未済事件引継ぎの原因は、台帳事務と登記事務の性格の違い(注2)、昭和22年に地租が府県税に委譲された結果、税務署は府県税のため

に土地台帳事務を行っていたこと(注3)、そして、登記所への移管時期が3月末から7月末に変更されたこと等が考えられる。

未済事件の送付を受けた登記所では、初めて地図を見た職員が、登記簿に記入する際に用いるガラスペンで、地図の書入れ未済を処理した(注4)。

e 登記所における土地台帳事務は、廃止された賃貸価格の調査決定に関する事務その他取扱上変更を要する点を除き、従前の取扱いを踏襲して処理することとされた(昭和25年7月31日民事甲第2111号民事局長通達)。

税務署当時の土地台帳は、土地の状況を明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡適正を図るのが目的で、そのために土地の客観的状況を把握して登録するとともに、その賃貸価格を登録していた。そして、地租の徴収は、土地台帳を基礎として行われていたのであるから、土地台帳そのものが地租徴収のための課税台帳であった。土地台帳に土地の所在、地番、地目、地積等を登録するのは、それ自体が目的ではなく、賃貸価格の均衡適正を期するための土地の状況の把握方法としてであった。

これに対して、登記所移管後は、土地登記簿が土地に関する権利関係を登記して公示するのに対して、土地台帳は当該土地自体の物理的状況を明確にするものである。すなわち、土地台帳は、専ら土地の物理的状況を明確にする地籍簿としての性格を担うことになった。

f そこで、前掲昭和25年民事局長通達は、土地台帳事務は、土地の所有者その他の者の申告によって行われるのが普通であるが、これは申告者から資料の提出を得て登録の公正を期するためであって、制度の根本趣旨においては、登記所の取扱いに基づく調査により、土地の地番、地目、地積が決定されるのであるから、登記事務に比べて著しくその性格を異にし、したがって、当事者の申告に対し、登記申請に対するのと同様の態度を

もって、土地台帳の事務を処理するときは、同事務の運営に甚だしい支障を生ずる結果ともなるので、この点については、特に留意することを要する、と通達し、職権主義による土地台帳事務を明らかにしている。

g その後、税務署における取扱いを踏襲した土地台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321民事局長通達)が発出され、以後、登記所における土地台帳事務は、この要領に基づいて行われた。

(注1) 川島一郎元民事局長は、土地台帳等の移管を受けた登記所の書庫の狭隘について、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(1)」(登記インターネット2巻6号26ページ)において、「それからいまの話にも出ましたように、スペースがないのです。もう登記所は登記簿でいっぱい、台帳とか地図とか大事なものが来ても、それを置いておく場所がないぐらいです。そのほかにもいろいろな測量器具などもあった。そういったことで登記所は大変だったわけです。」と述べている。

(注2) 新谷正夫元民事局長は、登記簿と台帳の性格の違いについて、前掲書30ページにおいて、「これは登記と台帳の性格の違いからきていると思うのです。台帳というのは、もとは税務署が所管して、国が職権で税金を取るための手段だったわけです。ですから職権で調査して、ここの土地はこのような状況だということを自ら把握して、台帳に登載すればいいので、それに基づいて税金を取ったのです。ところが登記のほうは、国側でやるのが大事なのではなくて、登記の申請者が持っている権利義務が登記簿上、どのように表現されているかが大事なのです。そうすると記載が的確であるかどうかということを、申請者は常に注意を持って見えています。したがって閲覧制度もありますから、登記簿もきちんと整備しなければなりません。……税金の多い少ないで国民は文句を言っているだけであって、実質は台帳の記載がどうこうということではなかったのです。そういうところに性質の違

いがあるから、台帳のほうの扱いが非常にお粗末といいますか、杜撰なものになっていたのではないかと思います。台帳のほうは申告すれば必ずそれに対応して、国側が処置しなければならないというものではないのですよ。登記はそうではないでしょう。ですから登記は申請すれば必ずそれに対する答えが出なければならない。台帳はそうではないわけです。そこでやはり非常に杜撰なものが出来たのではないかと思うのです。放っておけば放っておいて、それで済むのです。納税者が文句を言わなければ、それで済んでいるわけです。ですから帳簿を整備するとか何とかというようなことも、登記ほど神経質にやらなかったのだろうと思います。」と述べている。

(注3) 川島・前掲書26ページは、「昭和二二年に府県税になってから、税務署が多少いい加減に処理していたものです。ひどいものでは書類をただ受け付けて綴じてだけあるといったようなものもあったのです。もちろん地図なども手入れをしていない。そういうところが非常に多かったのです。また、地図がボロボロで、全然ないものもありました。そういった意味で登記所は、非常に大変だったわけです。どうして良かわからなかった。ですから「あんな仕事は返してくれ」という意見もあったのです。」と述べている。

(注4) 田中敏夫土地家屋調査士は、土地台帳の登記所移管時の未済事件処理について、前掲書27ページにおいて「……まさしく未済書類が膨大に来まして、地図もそのまま線も引かれなくて来たわけです。それで私が応援要員だったのですが、もともと人も誰も来ない所へ、応援要員だけがワッと行ってしまったのです。狭い登記所で、当時は備品もあまりない所でしたから、応援者の椅子もなく、座る所もなかったのです。ですから処理するについても、何に腰掛けたかと言いますと、未済書類に腰掛けたわけです。それを出してどんどん処理していくのです。地図は分筆などはありましても、線がありませんから、一生懸命地図に線を入れるわけです。そのときに初めて公図

というものに対面したのです。当時は筆記具にしましても、ガラスペンしかありません。ガラスペンで描くと、太い線になってしましまして、これで良いのだろうかという疑問を持ちました。しかも和紙なものですから、ガラスペンが滑らない所もあるのです。そこで小筆に当て木を添えまして、ちょうどまい角度でやりますと、細い線が縦に引けるわけです。ところが今度は算用数字が書けないわけですから、結局漢数字で「六の一」などと書くのです。それがいま見られる旧公図に載っている、墨で書かれた地番だと思えます。とにかくそういう劣悪な条件の下、何とか早くやりなさいということでした。」と述べている。

4 登記所における土地台帳の取扱い

(1) 土地家屋調査士の協力

a 権利に関する登記事務を行っていた登記所では、土地台帳に関する事務処理の中で、地籍簿たる土地台帳の正確性を図るため、必要に応じて、現地に赴き、測量をしなければならなかったが、そのような知識経験は皆無であった。

b 土地台帳移管に伴って、土地台帳事務の経験職員が税務署から登記所へ異動して来たわけではなかった。

このため、昭和25年8月17日付けをもって、民事局長から国税庁長官に対し、「台帳事務の説明、指導方について」と題して、法務局、地方法務局から税務署に対し依頼があった場合の便宜供与方についての依頼がされ、これを受けて、国税庁長官から各国税局長に対し、できる限り要望に沿うように、との通達がされた。各(地方)法務局ではこの民事局長通達に基づいて、税務署職員による土地台帳事務の説明会等が実施されたようである(注1)(注2)。

c このように、登記所では、通常の不動産登記に関する事務を行いながら、全く経験のない土地台帳事務について手探り状態で行っていた中で、土地台帳事務の処理について、一番大きな役割を果たしたのは、昭和25年の土地台帳法の改正に併せて創設された土地家屋調査士であろう(注3)。登記所では、当初、土地家屋調査士の協力を得て、

土地台帳事務の調査・測量に関する知識の習得した事例もあったようである。

d しかし、土地家屋調査士法施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和27年9月30日までは、土地家屋調査士とみなされ(土地家屋調査士法附則2項)、また、昭和26年3月31日までに土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し7年以上の実務の経験を有する者等は、同年6月30日までに法務局又は地方法務局の長の選考を受け、土地家屋調査士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたときは、土地家屋調査士となる資格を認められた(同法附則3項)。このため、発足当初は、税務署から登記所に移管された土地台帳又は家屋台帳は、課税台帳的な正確から土地又は家屋の物理的状況を明確にするという地籍簿又は家籍簿としての役割に変更されたということの理解が希薄で、問題のある申告書が散見されたようである(注4)。

(注1) 新谷正夫元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(3)(登記インターネット2巻8号17ページ)」において、「……台帳を移管するということは、登記所の方で適正を図るために測量を、実地調査をやらなければいけないと、その義務づけがあるわけです。従来は税務署でやるべき事柄であったのですが、税務署は税金をとればいいと言うことで、台帳が正確であるかどうかと言うことは、あまり考えていなかったらしいですよ。ところが、法務省に移って来ますと台帳というものが、従来のものとは性格が一変して、不動産の現況をはっきり把握するということが大事なことになる。それが台帳の使命になってくるわけですから、そうすると従来のような地積の曖昧なものは、そのまま放置しておいてはいけないということで、まず地積を測量して、台帳の表示が適正であるかどうかということを、まず調査確認して、それを是正していくということが必要になってきたわけです。」と述べている。

(注2) 平野文則元札幌法務局長は、税務署職員による台帳事務の説明会について、前掲書(登記インターネット2巻8号18ページ)において、「……それから、千葉局でも、移管後に、税務署職員による台帳事務の説明会が開催されました。昭和二五年八月一七日付で民事局長から「台帳事務の説明、指導方について」として、国税庁長官に対し、法務局・地方法務局から税務署に対し依頼があった場合の便宜供与方についての依頼がされています。そして、これを受けて、国税庁長官から各国税局長に対し、できる限り要望にそうように、との通達がされています。各法務局では、この民事局長通達に基づいて、適宜、税務署職員による台帳事務についての説明会等がもたれたものと考えられます。これら本省の種々の配慮を受けて、第一線では、まだ経験不足で未熟ながらも、場合によっては調査士のしかるべき方のご協力を得るなどして、実地調査の励行に努めていったと思います。」と述べている。

(注3) 土地家屋調査士制度誕生の経緯は、既述した(本誌744号6ページ)。

(注4) 香川保一元民事局長は、前掲書(2巻6号50ページ)において、「しかし当時の調査士は、測量士、建築士からなった人が大部分だったと思うのですが、実態としてはまだやはり地籍的なとか家屋籍的な観念というのが、十分徹底していなかったようでしたね。現場からの話ではとにかく申告書というのがいい加減なものが、ずいぶん当時あったようですね。……しかし、登記簿、台帳が一元化された頃から、調査士の先生方も随分と勉強もされ、土地家屋調査士制度が不動産の現況を明確にする不動産の表示の登記制度の充実に寄与する公共性の強いものであるという認識と自覚がされてきて、今日に至っていると思うのです。それには各調査士会及び連合会の活躍が大いに寄与していると思います。」と述べている。

そして、水上要蔵元日本土地家屋調査士会連合会長は、土地家屋調査士制度の発展について、前掲書(2巻7号40ページ)において、「私

は一つの見方として、香川先生が当初の調査士は、あまり信用できない仕事をしていたのが多かったというような話もありましたけれども、実は昭和52年の準則改正、あれ以降の調査士の仕事ぶりというのは、その前とは雲泥の差があります。それははっきりと言えますと思います。」と述べている。

これを受けて、香川・前掲書(2巻7号41ページ)は、「それは、やはり連合会がそれに取り組んで、一生懸命やっていたからです。もともと調査士になっている人たちが、そんなに生まれ変わったわけでも何でもないのですが、連合会があれだけ一生懸命に努力されたおかげだと思うのです。」と述べている。

(2) 地図の取扱い

a 税務署当時は、法令上、地図の備付けに関する規定はなかった。しかし、登記所移管後は、土地台帳法施行細則(昭和26年法務府令第88号)第2条において、次のとおり地図の備付けに関する規定が定められた。

- ① 登記所に地図を備えること(1項)。
- ② 地図は、土地の区画及び地番を明らかにすること(2項)。

b 土地台帳の申告又は登記の申請の正確性を期するため、土地台帳の閲覧及び謄本の交付が認められた(昭和25年法律第227号による改正後の土地台帳法37条の3)ことに伴い、申請人の請求があるときは、土地台帳とともに地図をも便宜閲覧させて差し支えない、とされた(昭和25年7月31日民事甲第2111号民事局長通達)。

しかし、地図の閲覧は、法令上閲覧制度の存しない地図についての便宜的措置にすぎないのであるから、申請人の請求があるときは、必ずこれを閲覧させなければならない趣旨ではなく、むしろ、地図の毀損、汚損等を防止するためには、真にやむをえない必要の存する場合に限って閲覧させる等、閲覧を合理的に制限すべきである、とされた(昭和26年3月8日民事甲第457号民事局長通達)。

c 登記所における地図の整理手続について、土地台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達第51)は、次のとおり定めていた。

- ① 地図の整理は、墨又は朱を用い、なるべく細字、細線により鮮明に記載すること(1項1号)。
- ② 異動に係るものは、所要の箇所に薄美濃紙をもって貼紙(浮貼)を施し、修正又は訂正し、原図において明瞭に修正し又は訂正し得るものについては、下記③ないし⑥により処理すること(1項2号)。
- ③ 新たに土地台帳に登録する土地については、各筆の境界線を画し、地番を記入すること(1項3号)。
- ④ 分筆の場合には、地図に黒線を画し、地番を記入すること(1項4号)。
- ⑤ 合筆の場合には、その境界線を朱抹し、存続地番はそのまま存置し、その他の地番を朱抹すること(1項5号)。
- ⑥ 地図の訂正の場合には、訂正すべき境界線若しくは地番を朱抹し、所要の黒線を画し、又は地番を記入すること(1項6号)。
- ⑦ 地積の狭少なもの又は地図の区画が狭少で地番の記入が困難なものについては、適宜の符号を付して、余白にこれを記入すること(1項7号)。
- ⑧ 土地の異動が頻繁で地図が錯雑している土地にあっては、原図を謄写して余白に貼付し、これによって整理すること(1項8号)。
- ⑨ 土地改良事業(換地処分)又は土地区画整理事業の施行地域については、確定図をもって土地台帳法施行細則第2条の地図とし、この場合、その施行地域が現存の地図の一部に関するものであるときは、その部分を貼紙その他の方法により表示し、これに「昭和何年何月何日土地改良事業(又は土地区画整理事業)施行地」と朱書すること(2項)。

なお、上記要領は、税務署当時における地図の修正及び訂正手続に関する次の規定を踏襲したものである。

- ① 地租事務取扱心得書(明治42年9月22日東京税務監督局訓令第55号)第55条
 - ② 地租事務規程(大正3年3月28日東京税務監督局訓令第20号)第74条
 - ③ 地租事務規程(昭和10年8月1日東京税務監督局訓令第6号)第243条
- d 前掲土地台帳事務取扱要領第18条は、新たに作成した地図を土地台帳附属地図として備え付ける場合の手続について次のように規定していた。
- ① 新たに作成した地図を土地台帳附属地図とするには、当該地図に記載された各筆の土地の状況が土地台帳の記載事項に符合するか及び当該地図が土地台帳附属地図として相当かを調査すること(1条1項1号)。
 - ② 当該地図を土地台帳附属地図として相当と認めたときは、その適当な箇所に「昭和何年何月何日調製」と記載し、かつ、地図調製の旨を登記所に掲示すること(1条1項2号)。
 - ③ 新たに地図を作成した場合において、旧地図があるときは、これを30年間保存すること(2項)。
- e 土地台帳附属地図の破損が甚だしい場合には、複製使用して差し支えない、とされた(昭和26年1月31日民事甲第125号民事局長電報回答)。和紙で再製された「奈良図」と称する旧図(再製ミスが多いといわれている。)が登記所に保管されている事例が散見されるが、この先例によって複製されたものであろうか。
- f 土地台帳附属地図の縮尺は、地租事務規程(昭和10年8月1日東京税務監督局訓令第6号)第161条第4号の規定により、600分の1を原則とするが、実務上支障がないと認められるときは1,200分の1の縮尺によることも差し支えない、とされた(昭和27年9月12日民事甲第206号民事局長回答)。

(次号へ続く)

第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告 その1

新元号になって最初の「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が令和元年7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心に全国の土地家屋調査士会で実施されました。

各ブロック協議会を代表して下記の土地家屋調査士会から寄稿いただきましたので、当日の様相や相談会周知への取組などを2回にわたり掲載いたします。

新潟会、兵庫会、岐阜会、岡山会、大分会、福島会、旭川会、徳島会

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を終えて

旭川土地家屋調査士会
広報部長 山田 篤

本年度は初めて「土地家屋調査士の日」に合わせて、7月31日(水)の10時～16時に実施しました。平日での開催が初めてのため、相談はあるのか不安な部分もありましたが、土曜日開催の昨年と同じ3組の相談があり、開催日で大きく変化することはないことが分かりました。

相談会の広告は、旭川のフリーペーパー「ライナー」に広告掲載をしました。この「ライナー」は旭川市内とその近郊に17万部が配布されており、街の情報が満載です。週2回、火曜日と金曜日に発行され、道北地方の催しや飲食店特集、求人情報、不動産情報が掲載されています。全国一斉不動産表示登記無料相談会については、毎年この「ライナー」に広告を掲載し、それと同時に当会のホームページに開催案内をしています。

会場は旭川土地家屋調査士会



館会議室で行いました。旭川土地家屋調査士会館(以下「会館」という。)は平成9年7月に完成しています。今回の相談担当員は昭和50年生まれ3人が担当。調査士会館が出来たときはやっと社会人になったくらいで土地家屋調査士という職業に就くとは思っていませんでした。旭川会は現在会員60名のうち20代は0名、30代が2名、40代が11名、50代が8名、60代以上が39名となっており若手が担当させていただきました。相談者は少し緊張されている方もいましたが、その場が和むよ

う心掛けて対応しました。グーグルマップやストリートビュー、住宅地図を利用して現地の状況を確認しながらの対応となり、相談者の皆さんは自宅や隣地の状況、町内の様子がパソコン上で確認できることに感心していました。

1件目は、境界ラインをはっきりしたいが隣地者を不快な気持ちにさせたくないのか?という相談でした。境界標は現存しているということでしたので、まずは境界標の管理、又はガーデニングや家庭菜園を行いながらの土地の管理を提案。そして最後は笑顔で挨拶をしてお隣さんと良好な関係を続けてくださいと締めくくりました。

2件目は、隣の塀が越境しているか?という相談でした。相談者の資料から測量の結果を確認し、再調査は不要と判断。相談者は既に隣地者には取り壊す意思がないことを確認していたため、その他幾つかの方法を提案しました。最終的には分筆登記がどのような作業になるかを説明させていただき終了しました。

3件目は、空き地だった隣接地に新築アパートができ境界線付近が工事で荒らされたが全く補修せず困っていて、隣地の所有者も分からないのでどうしたら良いのか？という相談でした。隣接地の所有者の探索方法や今後の対応方法を回答させていただきました。

全体を通して、やはり土地家屋調査士に求められるのは筆界の専門家として、適切にアドバイスすることはもちろんのこと、やさしく耳を傾ける、話を聞いて共感する、カウンセラーのような役割も併せ持っているのを再認識しました。相談者からは聞いてくれてありがとうございますという言葉いただきましたし、また、土地家屋調査士を初めて知った相談者もありました。一般の方はどうしても耳になじみのない士業のため、広報活動としても意義のある事業ですし、今後も地域の方々のために機会を設け、暮らしの中の不安を解決する一助になればと感じた相談会となりました。



「無料相談会から制度広報へ」

岐阜県土地家屋調査士会
高田 和明

岐阜会では、「全国一斉不動産表示登記無料相談会」がスタートした当初は、岐阜会の会館や公共施設の小会議室等での開催でしたが、あいにく各会場とも相談件数は伸び悩み、中には一日掛けて0件という会場もありました。

一体何をやっているのだろうと皆で反省する中、事業の根本的な目的として、本来これは「土地家屋調査士の日」にちなんだ制度広報であって、無料相談会はその手段に過ぎない、という考えに至りました。よって、第6回となる平成27年度からは、県内に最大5か所あった各相談会場を取りやめ、予算も人員も1か所に集約し、会場としては集客力のある大型ショッピングモールに的を絞って、広報イベントとして開催することとしました。

県内の幾つかの店舗へイベントの開催について問い合わせたところ、岐阜市内の古くからの住宅街にある「マーサ21」という店舗に快く受け入れていただくことができ、幸いにも机・椅子・展示パネル等の備品も貸し出していただき、店内のイベント広場を使わせ

ていただけることになりました。

岐阜会の広報グッズを持ち込んで、行き交う市民へ配布しながら積極的に市民との交流を図り、同じ会場において衝立の向こう側で相談会を行うスタイルとしたところ、夏休みの家族連れで賑わう店内でグッズの配布が予想以上に進んだほか、図らずも初めての開催で15件の相談を得ることができました。これは従来の県内全会場の合計を上回る成果でした。

初回はあまりの人通りの多さに現場が回らず、翌年から人員を増強したほか、毎年現場から上げられる要望を基に広報部がグッズの改良に取り組みました。より受け取りやすく目立ちやすい、という観点から、お子様には風船、大人には団扇を配るようにしました。店内は、土地家屋調査士会の団扇をパタパタ扇ぐ大人や風船にはしゃぐお子様方で溢れ、毎年7月の最終日曜日はお祭りのように賑わう恒例のイベントになりました。

近年は、岐阜地方法務局から登記官の方々も駆け付けてくださり、登記相談に応じていただいているほか、相続登記のPRもしていただいております。

会場を「マーサ21」に変えた第6回以降、相談件数は第7回が15件、第8回が12件、第9回が17件と堅調に推移しております。第10



回を迎える今年度に限っては、台風の影響で客足が伸びず6件にとどまりましたが、多くのグッズを毎年コンスタントに配布し続けております。

改めて、人のいるところにこちらから出向いていくことの重要性を感じており、広報として注目を浴びることが結果的に相談件数にもつながるのだと受け止めております。

今後は、マスコミにも注目されてローカルニュース等で取り上げてもらえるようなイベントにすることを目標に、毎年改良を加えながら、より良い制度広報イベントにしていきたいと考えております。

「全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催について」

兵庫県土地家屋調査士会
広報部 樋口 敦仁

兵庫県土地家屋調査士会では、令和元年7月31日(水)の10:00～17:00の間、土地家屋調査士2名が兵庫県土地家屋調査士会館に常駐し、電話相談のみの形式で実施したところ、午前と午後ともに2件、合計4件の相談が寄せられました。

当会では、相談関連事業として、7月の全国一斉不動産表示登記無料相談会、9月に士業の関連団体で実施するお悩みパーフェクト相談会、10月の全国一斉!法務局休日相談所の3つを実施しており、それらに加え、県下11支部で実施される各相談事業への物的及び金銭的支援を行っております。

7月の全国一斉不動産表示登記無料相談会を実施してみて、当会

としてもこれらの相談会の今後について、検討も必要であると感じました。県下の各支部で実施される各相談事業については、2か月に1回など、定期的に開催されているものもありますが、前述した7月・9月・10月の各相談会は年に1回の実施です。

相談を求める国民の期待に応えるためには、年に1回の開催では間に合わないの言うまでもありません。言わずもがなですが、相談会というものを、実質の相談受託の場、宣伝広告の場の二面から捉えなければなりません。

実質の相談受託の場として考えたとき、やはり定期的、かつ、県下複数の地域での開催が望まれ、単位会と県下の各支部が協力して実施しなければなりません。相談員の費用弁償などを考えると、相談件数など、相談会の開催結果に直結してくる宣伝広告に充てられる費用の問題が生じてきます。

宣伝広告の場として考えたとき、大々的に宣伝広告を行うことで、ある程度の相談件数の増加は望まれますが、年に1回の開催となるとそこにも限度があります。相談会が定着したものになれるのかという問題が生じてきます。

この2つの問題を一緒に考えなければならぬわけですが、相談受託の場としては、各単位会と各支部が協力・連携し、定期的、かつ、複数の地域で開催し、相談会というものを定着させていきたいのです。

そのためには、宣伝広告を有効に利用しなければならない。関連士業団体や法務局等と協同で開催する相談会は別として、全国で同

時期に行われる、7月の全国一斉不動産表示登記無料相談会の宣伝広告が重要になってくるのではないかと考えます。

年に1回の相談会の開催をメインに推した宣伝広告ではなく、「土地家屋調査士の日」をメインにPRしていき、その宣伝広告の中に、全国各地で土地家屋調査士が相談会を定期的に複数地域で実施していることを盛り込みます。

全国規模で行われる宣伝広告であることから、その効果も見込めます。その効果を、土地家屋調査士の知名度向上に、各単位会と各支部が実施する定期的な相談会へと波及させていくことができるのではないのでしょうか。

そして、全国各地で、同時期に行われる宣伝広告ですので、様々な内容で行われるよりも、統一性のある内容で実施された方が普及効果を見込めるのではないかと考えます。ある程度の凡庸性は持たせつつも、統一性のある内容で宣伝広告を続けていくことが望ましいのではないのでしょうか。

全国各地での相談会の実施状況や開催結果のみならず、宣伝広告の手法や内容など、集約するような機会があれば、ルーティンワークになりがちな相談会の開催にも新たなスタイルも生まれてくるのではと思います。



「土地家屋調査士の日 全国一斉不動産表示登記無料相談会」

徳島県土地家屋調査士会
広報部長 武市 好史

徳島県土地家屋調査士会は、7月31日(水)に徳島県土地家屋調査士会館において無料相談会を開きました。当会の広報部の構成員である私と次長で、相談員として対応しました。

徳島県は人口約75万人で、その3分の1の25万人が徳島市民であります。各支部での開催も考えましたが、会員数160名と予算的にも厳しく昨年同様となりました。

相談件数は、昨年が10件、今年が8件で、境界のトラブルとそれに伴う構築物の撤去等(費用負担)の相談がほとんどでした。ADR(境界問題解決センターとくしま)と筆界特定制度の長所短所も含め説明し、当然解決までは至りませんが方針についてはご理解いただきました。当会では1年を通して無料相談会を毎月第2、第4水曜日に行っています。相談員は応募により会員からの協力を得て、ローテーションで運営しています。毎回3件程度の相談事案があります。

さて、“土地家屋調査士の日無料相談会”の広報活動について述べさせていただきます。

- ・徳島新聞掲載(相談日2週間前)(選挙の投票率は低いが購読率は非常に高い)有料
- ・四国放送ラジオ(1年契約で毎

2019年7月16日徳島新聞朝刊掲載

月3回、7月は土地家屋調査士の日を強調)有料

- ・ポスター配布掲示(会員、法務局、法テラス、NHK、四国放送、徳島新聞等)
- ・徳島県土地家屋調査士会ホームページ

何の媒体で無料相談会を知ったのか(毎月の相談会も含む。)その都度アンケートを取っていますが、1位は徳島新聞(毎月1回無料の情報欄にも掲載)、2位は土地家屋調査士会ホームページです。JR徳島駅前でチラシ・リーフレットの配布も案に上がったのですが、いかんせん我が徳島県は都市圏と異なり、四国内でも唯一電車がいない地方自治体です。JR利用の人口は学生が多く、社会人は、車・バイク・自転車・徒歩通勤です。その昔、私が学生時代に県外の友人が徳島へ遊びに来たとき、自転車の多さにビックリされたことを

思い出しました。

話が逸れました… 直接の広報活動ではありませんが、徳島地方法務局のお声掛けで“未来につなぐ相続登記促進プロジェクト協議会”に参加させていただいています。このプロジェクトの一環で、徳島地方法務局・土地家屋調査士会・司法書士会の三者で6月～7月に徳島県内の市町村役場(全24か所のうち本局管轄内)に訪問しました。補助的立場ではありますが、関係各課の担当職員の方へ制度の説明(法務局職員)及び土地家屋調査士のPRをして、市町村民へ法務局作成のリーフレットの配布をお願いしてきました。特に過疎化が進む徳島には、相続未了土地の増加の歯止めが必要不可欠であります。いち早く法改正で義務化になることを願うばかりです。

最後に、徳島は台風の通り道であり、いつ起きてもおかしくない南海トラフ大地震の懸念もあります。被災のないことを祈りますが、我々土地家屋調査士の職務が、重責を担うことを少しでも県民の皆さんに理解してもらえるような広報活動が必要だと思っています。



全国一斉無料相談会

和歌山会

『国立大学法人和歌山大学での
寄附講義と広報活動について』

和歌山県土地家屋調査士会 寄附講義委員長 片岡 聖佳

～開講までの道のり～

和歌山会が独自に寄附講義を持ったのは平成27年でした。今年で5年を迎え先日、令和元年度の講義を終えたばかりです。

開講までは、その準備委員会の発足まで平成24年から本格的に取り組み、近畿ブロック協議会の立命館大学での寄付講座に参加し、講師予定者6名を選抜し、そのスキルアップを図りました。

和歌山大学には法学部がありませんでしたが、我々の目的は土地家屋調査士の広報活動での知名度アップや資格のステイタスアップという目的で、学生の将来の就職先が金融関係や公務員関係に進むこ

との多い経済学部での開講は願ったものでした。

ただ当時、国立大学で寄附講義を持つことは、全

国的に稀な事案であり、大学との交渉については、私の友人で、たまたま和歌山大学の経済学部長であった足立基浩教授の力があつたことは言うまでもありません。

～継続する事への努力～

良いことや社会貢献などをするのは、その時の雰囲気、勢いなどで比較的簡単とは思いますが、継続することについては別です。

当然大学との交渉についても、単発なのか継続なのかは重要な要素となってきます。

また、広報活動と捉えるのであれば、一発花火を

上げるのではなく、継続していくことが最重要となっていきます。

一個人の講師のスキルなどすぐにレベルアップするわけではあり

ません。また、当会の予算を使うわけで、一部の会員だけの組織になっていることを避けるため、各支部から候補者を推薦いただき、推薦いただいたやる気のある会員を少しずつ増やしていきました。

今は15講の講義に対し、即戦力の講師11名を揃えられるようになりました。これでやっと、10年先ぐらいまでの寄附講義継続が可能となったわけです。

～広報活動という側面～

どれだけ広報での経済効果があるのかということに対し、まずは国立大学法人和歌山大学と連携・協力の覚書締結書の締結式に、地元新聞社・地元テレビ局に大学と協力し、取材に来ていただきました。

もちろん新聞では大きく取り上げられ、また当日の夕方のテレビニュースでは、60秒ほどの放映がありました。

また、初年度の受講者280名のうち

成績優秀者を7名表彰する表彰式を大学で行い、その様子についても、地元新聞・地元テレビ局に取材



大学での授業の様子



寄附講義覚書調印式



放映ニュース標題



成績優秀者表彰式集合写真

に追加してもらい、90秒ほどニュース番組に流してもらえました。

この時間をCM放映料に換算するなら、相当な金額の価値があったのではないかと思います。

また、この成績優秀者の表彰式については、その後も新聞・テレビ共に毎年取材に来ていただいております。

～社会貢献へのつながり～

私たち講師は4月の初めに大学の学長から「人事異動通知書」を授かります。参加する会員は、大学

に来ていただき、テレビ放映については、土地家屋調査士の社会的意義を含めたナレー

から正式に講師として任命され、身分は公務員となるわけです。

土地家屋調査士資格者としてのモチベーション継続と品位保持を重く感じる瞬間です。

大学という最高学府で教鞭を執り、またその学生に対し成績・単位を与えていくということは、社会人講師として身の引き締まる思いです。

また、学生に知識として「土地家屋調査士」を語り、その講義を受けた学生が将来、自分の仕事に活かすことができるのであれば、資格者冥利に尽きます。

実際、大学側からは、将来切っても切れない「人と不動産」との関わりを、大学として学生に対し講義を提供できることは大変喜ばしいと、今後の講義についても継続してほしい旨を頂戴しています。

我々が社会貢献という意識をあまり持たず、広報活動と思っていることが、受け手側から素晴らしい社会貢献であると言われると、本当に喜ばしいことです。

宮崎会 『星に願いを…』

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 甲斐 達也

会社がどんなに画期的で素晴らしい商品を開発しても、それを知ってもらわない限り商品は売れません。私たちがどんな仕事をしているのかを知ってもらわないと、大切な場面で土地家屋調査士に相談してみようとはなりません。悩みを抱えたお客さんが、最初に私たちの事務所を訪れることは希であり、役所や隣接資格者をめぐり、最後にたどり着くのが現実です。こうした認知度の低さを向上させることが、広報部に課された究極の使命と考えますが、組織的にも予算的にも余力のない中、我々宮崎会が取り組んでいる地道な活動を紹介したいと思います。

★地上絵プロジェクト★

ある中堅の会員が「地上絵プロジェクト」の先駆者である石川会の会報を目にしたことがきっかけとなり、本会では、社会事業部が中心となって、平成27年(2015年)から小学校の高学年を対象に算数の出前授業として実施しています。

この授業は単元名「図形の拡大と縮図」に絡めて、直径40cmの星の図形を25倍に拡大した図形の描画法を子どもたちに実践してもらい、この過程を通じて単元の理解を更に深めてもらおうという体験型の学習です。

分度器に見立てたTSの操作など、子どもたち自身の作業の下、運動場に数個の星を描いていきます。それらの星の配置の意味は子どもたちには内緒です。



北斗七星



ライトアップ

が、最後に校舎から全体を眺めてもらい、星を連結することで北斗七星が形成されていること。さらに、北極星の位置に旗を設置し(既に校庭の外)、その探し方も、併せて学んでもらおうというシナリオです。

これらの様子は地元の新聞記事や放送局のニュースに取り上げられ、各方面から注目されました。

しかし、この実行メンバーの中には必ず「雨男」がいます。つまり、屋内で実施できるB案を常に準備しておく必要があります。そこで、当会が考案したアイデアは、星の図形を電飾イルミネーションで描こうというのですが、これまで、「雨男」はいませんでした。そして、2018年の寒い冬、ある会員の参加によって、初めてB案を試す日が訪れました。屋内(体育館)での作業が果たして成功するのか不安でしたが、ことは順調に運び、最後に星がライトアップされると会場の子どもたちから大きな歓声が上がり、これまでの苦労が一瞬で吹き飛んだとのことでした。

この取組は中堅・若手の会員が中心となり、その自由な気風の中で、常に社会の新しい動きを取り入れ、新たな展開を模索しているところです。

▲地上絵オリジナルグッズ

「地上絵プロジェクト」開催の記念品として、“We support your dream” + 「当会」 + 「公嘱協会」の名入りの三角スケールを用意し、使用法の解説書と一緒に児童や関係者に配布しました。



オリジナルグッズ

■社会貢献活動

土地家屋調査士会を含め七つの専門士業からなる通称「七士会」は、2013年から宮崎県と「大規模災害時における相談業務に関する協定」を締結しています。この協定は大規模災害が発生した際、宮崎県と「七士会」が協力して無料の相談会を開催し、被災者に早期の生活再建を様々な法律面からサポートするものですが、幸い、本県では平時の状態が続いています。

そんな中、当会には土地家屋調査士業の傍ら、防災のプロとして活躍するK会員がいます。「防災士」であるK会員は、阪神・淡路大震災、東日本大震災に関わるボランティア活動を通じて、災害直後の速やかな活動の重要性を痛感したといっています。以来、避難所の開設・運営法や災害ボランティアの組織化、平時における災害への備えなど、幅広い知識と技能を身に付けた頼もしい人物です。

現在は「NPO法人宮崎県防災士ネットワーク」に所属し、総務広報委員長の立場で、官公署や報道機関との緊密な連携を図りながら、地元企業の避難訓練に参加するなどあらゆるシーンでその存在感を発揮しています。

近年、自治会等の講演においては、防災への意識を高めることに加えて、土地家屋調査士の視点から、災害復興事業等において、特に所有者不明土地問題や相続未了地、建物未登記などが大きな支障となっていることに触れ、登記や土地境界確定など自らの権利関係を事前に整備しておくことの重要性を説いています。



避難誘導訓練の様子

【終わりに】

土地家屋調査士業務を通じた各人の社会貢献のほか、こうした取組の全てが単位会の仕事ではありませんが、広報がこれらの活動に横断的に関わるのが重要であり、どんな形にせよ土地家屋調査士の知名度を上げることが広報の役割だと考えております。

会長レポート

R E P O R T

8月16日
～9月15日

8月

19日

日調連・全調政連・全公連による三者打合せ

役員が代わってから初の三者会合を持ちました。全調政連椎名会長、全公連榊原会長他役員の方々と情報交換をさせていただきました。来年の土地家屋調査士制度制定70周年に向け連携を取らせていただきたいと思います。

21日

国土交通省国土政策局との打合せ(所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第2版)の改訂について)

標記ガイドラインの改訂につき、土地家屋調査士に関わる事項について、国土交通省からの説明を受け、連合会としての要望等協議いたしました。

第4回正副会長会議

21日、22日

第3回常任理事会

次回理事会での審議事項、協議事項について、たくさんの方々の事案に対し議論しました。また、各分掌の業務については、部長を中心に部で対応し、副会長はそのフォローと会長との連絡調整をきちっと行っていたくよう願いました。

26日

第8回高精度衛星測位サービス利用促進協議会(QBIC)総会

第17回衛星測位と地理空間情報フォーラム及び懇親会

QBICの総会が開催され、準天頂衛星の利活用の報告と今後の活動について、承認されました。また、フォーラムに参加し土地家屋調査士として、準天頂衛星を利用した測量技術の進歩について注視していかなければならないことを確認できました。

27日

全国測量設計業協会連合会との協議会

10年ほど前に、連合会と全測連では、協定を結び、お互いの業界の発展に向け、定期的に話し合いの場を設けています。今回は、役員の変更があり新執行部での初の会合となりました。今後も継続していろいろな事案につき協議をしていきたいと思っています。

29日

令和元年度日本測量者連盟講演会及び懇親会

世界測量者連盟(FIG)のハノイ大会の報告を日本測量者連盟(JFS)の参加者から発表いただきました。JFSとしての今後の参加方法等、十分な検討が必要と感じました。

30日

第2回研究所会議

研究員の方々と今年度の研究方針、研究事項について、意見交換いたしました。是非、土地家屋調査士の日頃の業務にどのように生かせるのかという考察も含め、研究成果を期待しています。

9月

4日

第5回正副会長会議

4日、5日

第3回理事会

新執行部での各部の活動も本格的になり、初の理事会です。活発な意見交換を行っていただき、頼もしく感じました。ブロック協議会長会同での報告や議論すべき内容の精査をお願いしました。

7日

篠原馨氏黄綬褒章受章祝賀会

篠原先生、三重会の皆様、黄綬褒章受章おめでとうございます。土地家屋調査士暦53年本当にご

苦勞様です。今後とも後輩へのサポートをよろしく願ひいたします。

9日

土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関する株式会社ゼンリンとの打合せ

調査士カルテ Map の今後について、意見交換を行いました。このシステムの更なる向上とともに、我々の取得する情報と、個人情報の関係など様々な事項に対応しなければならないと思います。

11日、12日

第1回全国ブロック協議会会長会同

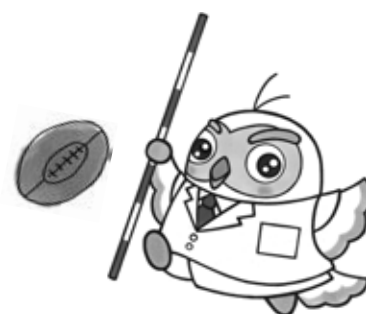
新たな執行部として3か月弱の業務執行ですが、

現状の報告とこれからの進め方について協議いたしました。各ブロック協議会長さんからたくさんの意見と励ましをいただきました。執行部一丸となって様々な案件に対応してゆく決意が新たに出来ました。皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

13日

高田俊宗氏黄綬褒章受章祝賀会

高田先生、熊本会の皆様、黄綬褒章受章おめでとうございます。高田先生とは単位会の会長が同期でもあり本当に嬉しく、今後ともいろいろな面で協力いただければと思います。



広報キャラクター「ちしき地識くん」

8月
21日

第4回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和元年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

21日、22日

第3回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 令和2年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 制度対策本部、大規模災害復興支援対策本部及び各種委員会等における委員等の選任について
- 3 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について
- 4 第15回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 5 事務所形態及び報酬に関する実態調査における調査票の送付方法について

＜協議事項＞

- 1 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画(案)の策定について
- 2 土地家屋調査士法の改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデル等の改正について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 2020年土地家屋調査士手帳の作成について
- 6 予算管理月報等の提供について
- 7 令和2年度における親睦事業について
- 8 国民年金基金への加入の促進に関する説明会について
- 9 令和2年度予算(案)の編成について
- 10 「調査・測量実施要領(第7版)」に係る土地家屋調査士会への周知について
- 11 連合会ウェブサイト「会員の広場」の入場仮IDを発行することについて
- 12 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 13 土地境界基本実務叢書(I～IV)の増刷について
- 14 第15回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 15 今年度のウェブ広報の充実に係る事業の一つとして考えているウェブ広告について

- 16 連合会会報「土地家屋調査士」の電子化について
- 17 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 18 法テラス関係機関データベース登録用紙内容の統一について
- 19 日本登記法学会への日調連における対応及び同学会第4回研究大会への対応について
- 20 令和元年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 21 令和元年度第1回全国会長会議の運営等について

27、28日

第1回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会

＜協議事項＞

- 1 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 2 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

29日

第1回地区対策室会議

＜協議事項＞

- 1 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 2 令和元年度地区対策室の事業執行計画等について

30日

第2回研究所会議

＜協議事項＞

- 1 任命書交付、挨拶、自己紹介
- 2 事業計画及び体制並びに年間会議回数等について
- 3 研究報告書の提出について
- 4 研究発表行事(地籍問題研究会等)への登壇、発表等について
- 5 テーマ別分科会について
- 6 分科会後の報告について
- 7 各テーマ相互の意見交換について

9月
4日

第5回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 令和元年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

4日、5日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 令和2年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について
- 3 第15回土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法の改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデル等の改正について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正について
- 3 役員選任に関する検討特別委員会の設置について
- 4 令和2年度における親睦事業について
- 5 国民年金基金への加入の促進に関する説明会について
- 6 「調査・測量実施要領」(第7版)に係る土地家屋調査士会への周知について
- 7 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 8 土地境界基本実務叢書(I~IV)の増刷について
- 9 第15回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 10 連合会会報「土地家屋調査士」の電子化について
- 11 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

- 12 法テラス関係機関データベース登録用紙内容の統一について
- 13 令和元年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 14 令和元年度第1回全国会長会議の運営等について

第3回理事会における業務執行状況の監査

11日、12日

第1回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会における事業の実施状況と今後の取組の報告
- 2 土地家屋調査士法の一部改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの改正について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正における役員選任に関する特別委員会の設置について
- 4 「調査・測量実施要領(第7版)」の一時運用停止及び今後の対応について
- 5 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 6 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 7 変則型登記の解消について
- 8 オンライン登記申請への対応について
- 9 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明



広報キャラクター「地識くん」



日本登記法学会 第4回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、昨年12月に「日本登記法研究会」から「日本登記法学会」へと名称変更し、新たな一歩を踏み出しました。そして、今年度も下記(予定)のとおりに研究大会を開催いたします。

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算4回目の研究大会となります。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

記

1. 開催日時：令和元年11月30日(土) 10:00～17:30 (開場9:30)
2. 場 所：司法書士会館 地下1階 日司連ホール
(東京都新宿区四谷本塩町4番37号)
3. 内 容：午前：商業・法人登記に関する研究報告
 テーマ「改正会社法と登記(仮)」
 報告①：鈴木龍介氏(司法書士)
 報告②：伊藤雄司氏(上智大法学部教授)
 昼：日本登記法学会 定時総会
 午後：不動産登記に関する研究報告
 テーマ「民事法改正と登記(仮)」
 報告①：七戸克彦氏(九州大学大学院法学研究院教授)
 報告②：伊藤直樹氏(土地家屋調査士)
 報告③：山内鉄夫氏(司法書士)
4. 定 員：100名
5. 参 加 料：資料代として3,000円を、当日会場にて申し受けます(当学会の会員は無料)。
 終了後、懇親会を行います(懇親会費6,000円程度)。
6. 共 催：日本土地家屋調査士会連合会、日本司法書士会連合会、
 日本登記法学会(以上、予定)

詳細・参加申込みにつきましては、当学会のホームページ(<http://www.toukihhou.jp/>)をご参照ください。また、当学会への入会を希望される方は、上記ホームページからお申し込みください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和元年8月1日付

東京 8117	眞邊 隼人
東京 8118	山口 正志
静岡 1824	山本 直広
静岡 1825	松島 和重
大阪 3367	梅垣 和也
和歌山 443	津田 真宏
徳島 519	寺西 佳史
徳島 520	山市 倫生

令和元年8月13日付

東京 8120	増瀨 政幸
---------	-------

令和元年8月20日付

東京 8121	大川 武則
---------	-------

■ 登録取消し者

令和元年6月13日付

宮城 850	引地 裕昭
--------	-------

令和元年6月22日付

福岡 1501	山田 末俊
---------	-------

令和元年7月6日付

東京 6582	細貝 義一
---------	-------

広島 1838	石垣 治彦
---------	-------

令和元年7月8日付

釧路 272	中村 義則
--------	-------

令和元年7月11日付

岐阜 807	勝野 渉
--------	------

令和元年7月13日付

青森 597	水梨 弘康
--------	-------

令和元年7月17日付

札幌 1196	岡田 幸治
---------	-------

令和元年7月29日付

宮崎 690	藤山 幸博
--------	-------

令和元年8月1日付

東京 6176	須田 正之
東京 7964	及川 宏次
神奈川 2240	中沢 靖
埼玉 2241	田中 満
新潟 1974	谷川 秀子
広島 1659	森下 政弘
熊本 759	大久保吉武
沖縄 402	儀保 宜伸

令和元年8月13日付

東京 4817	中山佐久男
---------	-------

埼玉 2131	篠崎 正之
---------	-------

茨城 1127	中村 英世
---------	-------

大阪 2212	梅本 廣美
---------	-------

京都 818	小松 賢一
--------	-------

奈良 149	志野 忠司
--------	-------

愛知 1972	堀井 敏秀
---------	-------

鳥取 212	川田 俊弘
--------	-------

大分 824	河 寿治
--------	------

山形 1095	五十嵐政夫
---------	-------

釧路 284	真貝 康夫
--------	-------

令和元年8月20日付

東京 8087	高山 侑也
---------	-------

熊本 841	平林 修六
--------	-------

■ ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年8月13日付

大阪 3180	武下 淳
---------	------

令和元年8月20日付

東京 8002	市川 秀一
---------	-------

福岡 1676	白水 善之
---------	-------

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

「土地家屋調査士 調査・測量実施要領（第7版）」の 一時運用停止について

日本土地家屋調査士会連合会 業務部

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本誌7月号(No.750)において「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」(以下「調測要領」という。)の改訂(第7版)についてお知らせしたところ、既に所属の土地家屋調査士会から連絡されていると存じますが、この「調測要領(第7版)」の運用を一時停止することいたしました。

本年6月12日に土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、専門家としての使命の明確化、多様な事案に対する法務大臣の一元的な指揮の下でのより適正・迅速な懲戒の実現と懲戒手続の合理化、多様なニーズに対応するための一人法人の可能化を図ることがこの度の改正の目的とされております。

これにより、当連合会では、同法律の施行日(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日)までに、日本土地家屋調査士会連合会会則、土地家屋調査士会会則モデル及び「調測要領」等について、同法律の改正に伴う見直しを行い、

所要の改正が必要であるとの考えに至りました。

そこで、平成31年3月28日付け日調連発第353号をもって、全面改訂を行った旨のお知らせをした「調測要領(第7版)」について、取り急ぎの措置ではありますが、本年3月の改訂後間もないことから、その運用の一時停止(現在の運用は第6版(平成17年版)となります。)と本年度に予定されていた各ブロック協議会での説明会を一旦中止することとし、連合会会則等の見直しを行った上で、改めて会員へ周知すべきものと判断いたしました。

会員の皆様におかれましては、日常業務において大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、何とぞ事情をご賢察の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後の予定等につきましては、所属の土地家屋調査士会を通じてお知らせいたします。

以上

ち ょ う さ し 俳 壇

第413回



「運動会」

深谷健吾

親の手を子が引き走る運動会
豊年の屋根より高き棚田かな
家紋入り税を上げて天高し
鵲鳴くや上野の杜のインカ展
行く秋や故郷のこと母のこと

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

新盆や友の遺影に面会す
新秋刀魚提げて疎遠の友を訪ふ
勝ち抜いて球児涼しき笑顔かな
長寿には笑ふがよろし酔芙蓉
歳問はれ千支で答へる生身魂

茨城 中原ひそむ

郷土史にはさむ葉や蟬時雨
菩提寺の鐘撞くは誰梅雨最中
台風一過安否気遣ふメール来る
手作りの花瓶に活ける夏薔
不器用に老いて悔いなし秋桜

岐阜 堀越 貞有

初盆や上戸の父へ供ふ酒
境内より垣根を越えて一葉落つ
農園の供花に列でき盆三日
アイガーの北壁ながめ夏惜しむ
友の嘘見抜きて仰ぐ秋の空

今月の作品から

深谷健吾

長寿には笑ふがよろし酔芙蓉

島田 操

「酔芙蓉」とは、秋の季語「芙蓉」の傍題。
觀賞用に庭園や花壇によく植えられるア
オイ科の落葉低木だが、暖地以外では冬の
間地上部は枯れるので、園芸的には宿根草
として扱われる。初秋のころ、淡紅色美し
い五弁の花を開くが、一日でしおれてしま
う。花の大きさは一〇センチ内外である。
白い花の咲くもの、八重咲きのものもあり、
八重咲きの中には、朝は白色で午後になる
と淡紅色に変わり、翌朝になってもしぼまな
い酔芙蓉という変わった品種がある。古来
より「笑ふ門には福来る」の成句がある。笑
ふことは、殊に長寿の方には効能が大であ
り、本人はもちろん、他人にまで福運がめ
ぐつて来ると聞く。翌朝になってもしぼま
ない花の「酔芙蓉」の擬人化法により秀逸な
一句となった。

中原ひそむ

不器用に老いて悔いなし秋桜

「秋桜」とは、秋の季語「コスモス」の傍題。
ギリシャ語「コスモス」は調和・善行・装飾・
名誉・宇宙などの意があるという。その意
味は知らずとも秋を咲き盛るキク科の一年
草コスモスは美麗という他はない。風雨で
たおれてもまた起き上がり花を付け、晩秋
まで咲き続く。原産地がメキシコであるこ

とをすっかり日本人が忘れてしまうほど短
期間に日本の風土に根付いた花でもある。
秋咲く美しい花（桜）という意味から「秋桜」
という和名を有する。提句は、ア行の五文
字により、リズム感が生ずると共に、季語
の「秋桜」の擬人化法により、言外に漂う情
緒即ち余韻・余情が生ずる素晴らしい境涯
俳句である。

堀越 貞有

初盆や上戸の父へ供ふ酒

「初盆」とは、秋の季語「盂蘭盆」の傍題。
旧暦の七月十三日～十六日に行われる仏
事。灯籠を吊り、精霊棚をしつらえ真菰
を敷き、野菜や果物などを供え、祖先の霊
を弔うために僧侶を招いて経をあげてもら
う。昔は旧暦で行われたが、今では主とし
て新暦で行うことが多い。旧暦で行う所、
月遅れの新暦の八月十三日から行う所など
もあり、一定していない。初盆とは新盆と
も言い、人が死んで初めて迎える盆のこと。
酒をたくさん飲める人を上戸と言ひ、因み
に酒を飲めない人を下戸と言う。初盆を迎
える親御さんは大層な酒豪家で愉快な人か
な。故に精霊棚に供える野菜や果物の他に
お酒をでんと供える。これが御本人にとつ
ては一番の供養か。俳諧味のある見事な家
事俳句である。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等によって手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人では、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテMap

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担 月額 **3,000**円(税別) < まずはお登録を! / お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテMap」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください➡ mail:kartemap@zenrin.co.jp

富山会

「出前講座2019 in 津沢」

広報委員 池田 由香



『らんどまーく』第366号

3月25日『出前講座2019in津沢』を津沢コミュニティプラザで、開催させていただきました。

お寒一中、多くの方が訪れて下さいました。

前回同様、第1部ではアマチュア落語家の越中家漫飲丹さんの防災寄席、第2部では広報委員の寸劇という構成。

漫飲丹さんの落語で、会場を温めていただき、いよいよ私たちの番です。

前回は、加藤さんと志村さんという設定でしたが、毎回YouTubeに載せるとの事なので、見て飽きられないようにと、設定を変更。

IKKOさんと和泉さんの登場です。

最初にお客様の心をつかまないと…。渾身の演技で出て行きます。「どんだけ～」舞台の始まりです。

お客様の笑いが思ったより少なく、足がガタガタ震えます。

ここで引き下がっては！

恥ずかしがってやらないより、やりきった方がかっこいい！

IKKOさんになり切りっているうち、少しずつお客さんの笑い声も聞こえるようになり、緊張がほぐれてきます。

そして最後の上田先生のセリフ「どんだけ～」。

爆笑の中、多くの拍手をいただきました。有難うございました。

他の演者が、沢山のセリフを覚え、緊張しながら演技する中、最

後の「どんだけ～」が一番笑いをとれましたが…。そこは上田先生の実力。

1セリフだけを舞台のそでで、一生懸命練習していた上田先生には脱帽しました。

寸劇の後の質問コーナーでは、時間が足りないくらいの多くの質問をいただき、改めて皆さん境界問題に関心がある事が分かりましたし、私達調査士の仕事の重要性を実感しました。

次の舞台は、どんな設定にしようか考え中です。また、息の合った楽しい舞台で、土地家屋調査士のPR活動を広報の皆さんと頑張っていきたいと思います。皆さん応援宜しくお願い致します。



地面のボタンと夜空のボタン

今月号は、8月7日(水)、8日(木)の2日間で開催された「こども霞が関見学デー」の様子を掲載しております。私もスタッフとして参加させていただきましたが、両日ともに朝から大変な暑さでした。それでも子どもたちは元気です。走りながら、汗を拭いながら、じめんのボタンスタンプラリーを楽しんでいる姿を見ると、微笑ましいものを感じました。大勢の子どもたちが夏休みの宿題の日記や感想文に、この一日の様子について書いてくれたことを願うばかりです。ちなみに、私の息子も見学させていただきました。楽しく過ごしている姿を見てホッといたしました。後日、息子の宿題の日記をこっそり覗いてみました…。何が書かれていたかは皆さんのご想像にお任せいたします。

さて、秋の気配が少しずつ深まり、澄んだ空気が心地よく感じられる季節になってきました。野山の

色が北から南に向かい、少しずつ黄金色に変化していく様子が、何となく寂しく感じられますが、その一方で、食欲はどんどん増してくるのは私だけではないと思います。体のためには、旬の素材から多くの栄養を採り、秋の味覚を楽しみながら夏の疲れを癒やすことも大切ですね。

では、心のためにはどうしましょう？日頃から、地面に数えきれないほどのボタンを設置している私たち土地家屋調査士。たまには夜空を見上げてみてはいかがでしょうか。夜空にも数えきれないほどの光るボタンがあります。10月は神無月といわれていますが、秋の夜空を眺めれば神話でおなじみの神々が大勢いるようです。日中、地面で神のみぞ知るとされる謎の線を探った後に、夜は空の神とされるボタンを線で結んでみると、心安らぐ気持ちになれるかもしれません。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 國吉 正和

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地識くん」